

各位

秋田県信用組合

「振替決済口座管理規定(取引残高報告書方式)」と「特定口座約款」の一部改正について

平素は秋田県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、令和2年4月1日の民法改正に伴い、「振替決済口座管理規定(取引残高報告書方式)」と「特定口座約款」を改正いたします。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1 改正日

令和2年5月1日

2 改定内容

「民法改正」に伴う主な改正項目は、下記のとおりです。

① 「振替決済口座管理規定(取引残高報告書方式)」

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">振替決済口座管理規定(取引残高報告書方式)</p> <p>第1条～第14条 —省略— (解約等)</p> <p>第15条 1～2 —省略—</p> <p>3 次の各号にいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>1 お客さまが手数料を支払わないとき</p> <p>2 お客さまについて相続の開始があったとき</p> <p>3 お客さま等がこの規定に違反したとき</p> <p><u>4 お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>5 お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p><u>6 やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき</u></p> <p>第16条～第17条 —省略— (規定の変更)</p> <p><u>第18条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">振替決済口座管理規定(取引残高報告書方式)</p> <p>第1条～第14条 —省略— (解約等)</p> <p>第15条 1～2 —省略—</p> <p>3 次の各号にいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>1 お客さまが手数料を支払わないとき</p> <p>2 お客さまについて相続の開始があったとき</p> <p>3 お客さま等がこの規定に違反したとき</p> <p><u>4 お客さまが第18条に定めるこの規定の変更</u> <u>に同意しないとき</u></p> <p><u>5 お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>6 お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p><u>7 やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき</u></p> <p>第16条～第17条 —省略— (規定の変更)</p> <p><u>第18条 この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することができます。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

② 「特定口座約款」

改正後	改正前
<p>特定口座約款 —省略—</p>	<p>特定口座約款 —省略—</p>
<p>1～14</p> <p>15. 特定口座の廃止</p> <p>この契約は、次のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①お客さまから取扱店に、施行令に定める「特定口座廃止届出書」の提出があったとき。</p> <p>②施行令に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出が取扱店にあり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、お客さまから当組合に施行令に定める「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなします。</p> <p>④やむを得ない事由により、当組合がお客さまに解約を申し出たとき。</p>	<p>1～14</p> <p>15. 特定口座の廃止</p> <p>この契約は、次のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①お客さまから取扱店に、施行令に定める「特定口座廃止届出書」の提出があったとき。</p> <p>②施行令に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出が取扱店にあり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、お客さまから当組合に施行令に定める「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなします。</p> <p>④やむを得ない事由により、当組合がお客さまに解約を申し出たとき。</p> <p>⑤この約款の変更にお客さまが同意されないとき。</p>
<p>16～19</p> <p style="text-align: center;">—省略—</p> <p>20. この約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>16～19</p> <p style="text-align: center;">—省略—</p> <p>20. この約款の変更</p> <p>(1) この約款は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、取扱店での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (1) の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
以上	以上
<p>附則</p> <p>平成28年 1月 1日 制定</p> <p>令和 2年 5月 1日 一部改正</p>	<p>附則</p> <p>1. この約款は、平成28年1月1日から実施する。</p>

以上